

発議第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 110 条第 5 項及び廿日市市議会会議規則（昭和 63 年廿日市市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により、廿日市市議会基本条例案を次のように提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

廿日市市議会議長 角田 俊司 様

提出者 議会基本条例等制定特別委員会

委員長 山 田 武 豊

廿日市市議会基本条例

平成12年4月に施行された地方分権一括法は、地方自治体が自らの責任において、その組織及び運営に関する様々な決定を行うことを可能とし、議会の役割は一層重要なものとなった。

このような中、地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に掲げられている議会の役割を認識し、立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関としての責任を果たさなくてはならない。

廿日市市議会は、市民の付託に全力で応えていくため、ここに議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、市議会の基本理念その他市議会に関し基本となる事項を定めることにより、豊かな市民生活の実現と市勢の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市民を代表する市政における最高議決機関として、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の役割

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保することにより、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見をもとに政策立案及び政策提案の強化に努めること。
- (3) 情報公開に取り組むとともに市民に対して説明責任を果たすこと。
- (4) 市長等執行機関（以下「市長等」という。）を監視し、評価する

こと。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について市民の思いを的確に把握し、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (2) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の代表者にふさわしい活動をする事。

(議会及び議員の責務)

第5条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関としての責任を果たさなければならない。

第3章 議会と市民との関係

(市民参加)

第6条 議会は、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たすとともに、公聴会制度、参考人制度等を活用することにより市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、市民から提出された請願及び陳情を審査する場合において、必要があると認めるときは、提出者の意見を聴く機会を設けることができる。

(議会報告会)

第7条 議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

(広報広聴の充実)

第8条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して積極的な広報広聴活動に努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第9条 議会は、市長等と常に緊張感ある関係を保持し、市長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。

2 市長等は、本会議又は委員会における質問及び質疑に対して、答弁に必要な範囲内で、その趣旨を反問することができる。

(論点情報の形成)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議を通じて政策水準を高めることに資するため、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市の掲げる重要計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたるコスト計算
- (7) 関係する法令及び条例等

2 議会は、市長が前項の政策を執行した後に、その政策評価に資する審議に努めるものとする。

(議決事件の拡大)

第11条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考量の上、別に定める。

第5章 委員会の運営

(委員会の運営)

第12条 委員会は、その所管に属する事務調査、議案、請願等の審査の充実及び活性化を図り、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるとともに、その機能を十分に発揮しなければならない。

(議員間討議)

第13条 議員は、委員会の権能を発揮するため、議員相互間の討議により、議論を尽くして合意形成を図るものとする。

第6章 会派

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、政策について、会派内での議論及び会派間での意見の調整を行い、議会としての合意形成に努めるものとする。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第15条 政務調査費の執行に当たっては、廿日市市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）を遵守しなければならない。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修)

第16条 議会は、議員の政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(専門的識見の活用)

第17条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査について、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会及び議員の政策形成及び政策立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第19条 議員は、廿日市市議会議員政治倫理条例（平成23年条例第2

4号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第20条 議員定数は、この条例に定める議会の活動原則を実践し、多様で充実した審議ができる数とする。

2 前項の議員定数は、人口、類似市の状況並びに市政の状況及び将来展望を考慮して検討を行うものとする。

3 議員定数は、廿日市市議會議員定数条例(平成14年条例第21号)で定める。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、廿日市市特別職報酬等審議会条例(昭和48年条例第12号)第1条に規定する第三者機関である廿日市市報酬等審議会の答申を基本とする。

第10章 最高規範性

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定又は改廃するに当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会改革)

第23条 議会は、公平、公正、透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

第11章 条例見直しの手続

(条例見直しの手続)

第24条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割の一層の重要性を認識し、立法機能及び事務執行の監視機能を併せ持つ議事機関としての責任を果たし、もって市民の付託に全力で応えていくため、議会の最高規範として、この条例案を提出するものである。

発議第 3 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成 24 年 6 月 26 日

廿日市市議会議長 角田 俊司 様

提出者	廿日市市議会議員	高 橋 みさ子
賛成者	〃	田 中 憲 次
〃	〃	藤 田 俊 雄
〃	〃	徳 原 光 治
〃	〃	大 畑 美 紀
〃	〃	砂 田 麻佐文
〃	〃	石 原 顕
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	仁井田 和 之

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実・強化が求められている。平成24年度の政府予算では地方交付税について、総額17.5兆円を確保しており、平成25年度においても、平成24年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めるものである。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2 医療・介護・子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の振興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再配分機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘宛
参議院議長	平田健二宛
内閣総理大臣	野田佳彦宛
内閣官房長官	藤村修宛
総務大臣	川端達夫宛
財務大臣	安住淳宛
経済産業大臣	枝野幸男宛
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)	古川元久宛

発議第4号

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成24年6月26日

廿日市市議会議長 角田 俊司 様

提出者	廿日市市議会議員	栗 栖 俊 泰
賛成者	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	松 本 太 郎
〃	〃	堀 田 憲 幸
〃	〃	細 田 勝 枝
〃	〃	登 宏太郎
〃	〃	三分一 博 史
〃	〃	植 木 京 子

ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

わが国のB型・C型肝炎感染者及び患者は約350万人と推計され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種における注射器の使い回しなどの医療行為による感染で、国の責任による医原病とされる。また、ウイルス性肝炎は、慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行し、命が危険となる重大な病気である。

このような中、さまざまな運動や世論の高まりもあり、平成21年12月には肝炎対策基本法が制定され、また、同法に基づき昨年5月には肝炎対策の推進に関する基本的な指針が策定されるなど、肝炎対策が総合的に推進されている。

しかしながら、平成20年1月に制定された特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)では、血液製剤投与等の証明が困難であるため、多くの患者が救済の対象にならないなど、すべての患者が納得できるような救済策が講じられているとはいいがたい状況である。

よって、国におかれては、すべてのウイルス性肝炎患者の救済のため、次の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実行すること。
- 2 肝炎治療費等の支援、生活保障を行い、肝硬変・肝がん患者への支援策を進めること。
- 3 インターフェロン治療の副作用に対する治療費の自己負担を原則無料にする助成制度を創設すること。
- 4 特別措置法による救済の枠組みを広げ、特定血液製剤の使用の可能性のあるC型肝炎患者を広く救済するとともに、特別措置法の期限を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	横路孝弘宛
参議院議長	平田健二宛
内閣総理大臣	野田佳彦宛
厚生労働大臣	小宮山洋子宛
総務大臣	川端達夫宛
法務大臣	滝実宛
財務大臣	安住淳宛